

政治資金監査の質の向上について

～平成28年分収支報告書(定期分)に係る政治資金監査を対象とした登録政治資金監査人に対する個別の指導・助言の実施等について～

1. 平成26年分及び平成27年分収支報告書(定期分)に係る個別の指導・助言に係る評価について

平成26年分収支報告書(定期分)に係る政治資金監査を対象とした取組(以下「平成26年分の取組」という。)と、平成27年分収支報告書(定期分)に係る政治資金監査を対象とした取組(以下「平成27年分の取組」という。)における個別の指導・助言の実施件数等については、以下のとおりである。

個別の指導・助言の対象としたもの	個別の指導・助言の対象とした登録政治資金監査人の人数	(参考) 逸脱等のある政治資金監査報告書又は収支報告書の件数
ア 政治資金監査報告書に係るもの	3人 【0人】	5件 【0件】 (0.2%) 【0%】
イ 収支報告書(支出に係る分に限る。)に係るもの	15人 【16人】	16件 【18件】 (0.7%) 【0.8%】
計	18人 【16人】	21件 【18件】
純計	17人 【16人】	20件 【18件】 (0.9%) 【0.8%】

注1 平成27年分の取組における個別の指導・助言の実施件数等については、平成28年12月5日までに都道府県選挙管理委員会(以下「都道府県選管」という。)等よりなされた報告を審議した結果、今回、個別の指導・助言を実施することとした件数等である。

2 個別の指導・助言の対象とした上記事例の収支報告書は、要旨の公表時には補正されている。

3 比率については、次の算式により算出している。

$$\frac{\text{個別の指導・助言の対象とした登録政治資金監査人の逸脱等のある政治資金監査報告書又は収支報告書の件数 (20件) 【18件】}}{\text{要旨が公表された国会議員関係政治団体の平成27年分の収支報告書(定期分)の件数のうち、平成28年12月5日までに報告のあった都道府県選管に係るもの (2, 183件) 【2, 365件】}}$$

4 【 】内の数値は、前回の平成26年分の取組において平成27年12月4日までに都道府県選管等よりなされた報告に基づく数値である。

平成27年分の取組において個別の指導・助言の対象とした登録政治資金監査人は17人であり、逸脱等のある政治資金監査報告書又は収支報告書の件数は2,183件中20件(0.9%)であった。

平成26年分の取組と平成27年分の取組において、個別の指導・助言の対象とした登録政治資金監査人の人数及び逸脱等のある政治資金監査報告書又は収支報告書の件数を比較すると、1人、2件増加している。また、平成27年分の取組から、平成26年分の取組において確認項目以外に関する報告とされていたもののうち、都道府県選管等の最初の受付時に収支報告書の金額と領収書等の写し(領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書の写しを含む。)の金額との不整合があったという報告を受けた場合等には、原則として個別の指導・助言の対象とすることとしており、これを除いた人数及び件数を比較すると、平成27年分の取組は10人、10件となり、6人、8件減少していることとなる。

なお、平成27年分の取組において個別の指導・助言の対象となった登録政治資金監査人の中には、平成26年分の取組において個別の指導・助言の対象となった者が2人存在しており、いずれの者も収支報告書上の金額の不整合が2か年分続けて見られたことから、文書を送付する際に、誤りのある箇所を具体的に示すなど、より効果的な指導・助言を行うこととする。

2. 平成28年分収支報告書(定期分)に係る個別の指導・助言の実施について

個別の指導・助言の取組については、開始してから2年目であることから、さらに政治資金監査の質の向上を図っていくためにも、平成28年分の収支報告書(定期分)に係る政治資金監査を対象とした取組についても継続していくこととする。

その際、都道府県選管に対しては、個別の指導・助言の取組に係る報告を円滑に行いやすくなるよう、他の都道府県選管からの報告事例を参考に情報提供する。